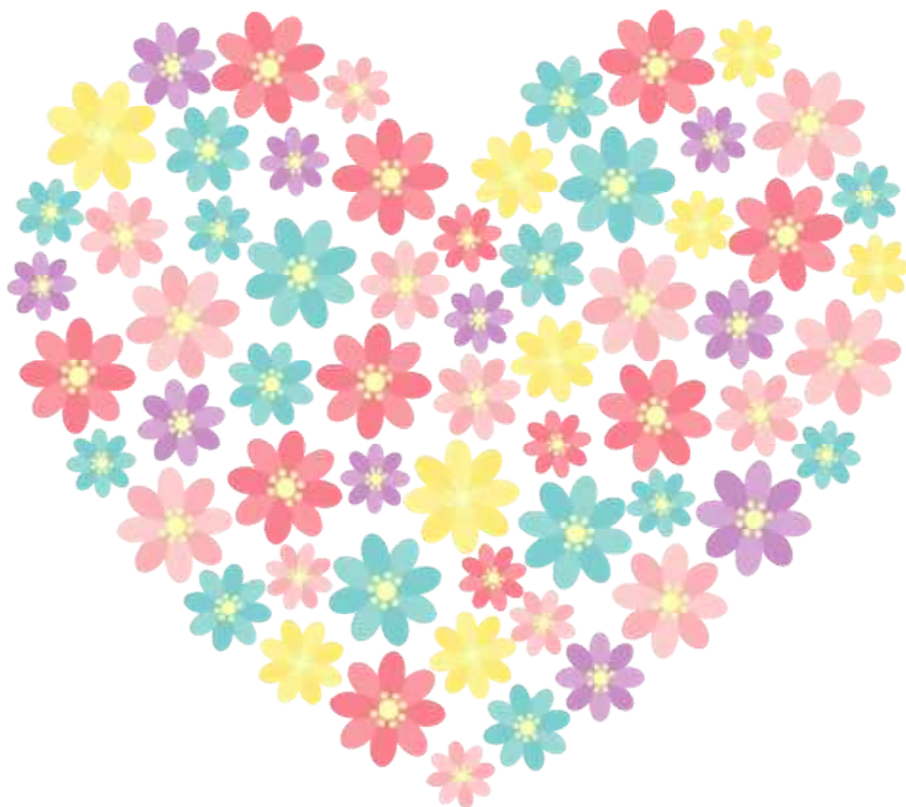


～若年性認知症の人と家族のために～

《 医療・福祉・年金制度利用のてびき 》



2023年4月

飯田市長寿支援課

若年性認知症の人が利用できる主な公的サービスや制度

● 各制度の概要

	名 称	制度の概要	申請・相談窓口
障害福祉サービス	精神障害者保健福祉手帳 3 ページ	一定の障がいにあることを証明するもので、手帳を持つことによって、障がいの程度により税金等の各種減免や福祉サービスを受けられます。	飯田市福祉課障害福祉係 (市役所A棟1階) TEL 0265-22-4511
	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス 12 ページ	市の決定に基づき、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」が利用料金の1割で受けられます。	
介護サービス	介護保険サービス 11 ページ	要介護認定に基づき、利用料金1割程度の負担でデイサービス、ホームヘルプ等の居宅サービスや施設サービスが受けられます。※40歳未満は対象外	飯田市長寿支援課 (市役所A棟1階) TEL 0265-22-4511 各自治振興センター
医療費助成	自立支援医療 6 ページ	精神疾患(認知症も含まれる)のため通院による治療を受ける場合、通院医療費の負担が軽減されます。ただし指定医療機関の通院に限ります。原則自己負担1割	飯田市福祉課障害福祉係 (市役所A棟1階) TEL 0265-22-4511
	高額療養費 7 ページ	医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額について後で払い戻されます。	国民健康保険: 飯田市保健課国保係 (市役所A棟1階) TEL 0265-22-4511 各自治振興センター 協会けんぽ: 全国健康保険協会長野支部 TEL 026-238-1250
税の控除	障害者控除 特別障害者控除 4 ページ	精神障害者保健福祉手帳の取得により、所得税住民税等が控除されるものです。	確定申告:飯田市税務課 TEL 0265-22-4511 飯田税務署 TEL 0265-22-1165
	医療費控除	本人や生計をともにする家族が支払った医療費が年間10万円以上の場合、確定申告により超えた額が控除されます。	
経済的支援	傷病手当金 10 ページ	病気等で仕事ができなくなった健康保険・共済組合の被保険者の生活を保障するため給付金が支給されます。	勤め先の住所地を管轄する年金事務所 または、健康保険組合
	障害基礎年金 障害厚生年金 8 ページ	年金に加入している間に初診日があり、法令に定められた障害等級表による障がいの状態と認定された場合、年金が支払われます。	国民年金:飯田市市民課 TEL 0265-22-4511 厚生年金:飯田年金事務 TEL 0265-22-3641
	特別障害者手当 10 ページ	精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に特別の介護を必要とする場合に手当てが支給されます。	飯田市福祉課障害福祉係 (市役所A棟1階) TEL 0265-22-4511

日常生活支援	日常生活自立支援事業 13 ページ	認知症等で判断力が十分でない方を対象に、本人との契約に基づき日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などの支援を行います。	飯田市社会福祉協議会 TEL 0265-53-3182
	成年後見制度 14 ページ	認知症等で判断力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。	いいだ 成年後見支援センター TEL 0265-53-3187

認知症についての相談窓口



● 主治医以外に相談できる窓口

相談窓口	業務内容	連絡先
認知症疾患医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員が、電話や面談に応じます。 ・鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・地域包括支援センター等との連携により医療福祉介護のサービスにつなげます。 ・身体合併症や精神症状（うつ、せん妄、暴力等）への急性期対応 	飯田病院 認知症疾患医療センター（直通） TEL 0265-22-3157
地域包括支援センター （市内 6ヶ所）	<p>高齢者の皆さん（若年認知症の方を含む）が自立して生活できるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談 ・健康や福祉介護等の相談 ・お金や財産管理のこと ・家族や近所の高齢者のこと 	いいだ地域包括支援センター TEL 0265-56-1595 いがら地域包括支援センター TEL 0265-28-2361 かわじ地域包括支援センター TEL 0265-27-6052 南信濃地域包括支援センター TEL 0260-34-1066 かなえ地域包括支援センター TEL 0265-53-9411 かみさと地域包括支援センター TEL 0265-48-5501
長寿支援課 基幹包括支援センター係 認知症地域支援推進員	認知症の方が必要なケアや医療・福祉・介護が受けられるよう、認知症地域支援推進員（保健師等）が相談や関係機関へのつなぎ、連絡調整をします。	飯田市長寿支援課 TEL 0265-22-4511
自治振興センター保健師	病気や健康管理について相談します。	各自治振興センター
認知症カフェ	認知症の方や介護者等が気軽に集える憩いの場です。市内に数ヶ所あります。	飯田市長寿支援課 TEL 0265-22-4511
若年性認知症コールセンター （県の事業）	認知症の専門家が悩み等にお答えします。 月～金の平日 午後 1 時～午後 8 時	TEL 0268-23-7830
若年性認知症専用 コールセンター（国の事業）	日曜祝日を除く午前 10 時～午後 3 時 ※相談料・通話料は無料です。	TEL0800-100-2707

主な制度についての説明



《精神障害者保健福祉手帳》

1 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害のある方（認知症も含まれる）が一定の障がいにあることを証明するものです。
手帳を持っていることで自立して生活し社会参加するための手助けをします。

● 対象者

精神科（認知症も含まれる）の病気のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人。
入院・在宅の区別や年齢制限はありません。
申請には初診日から6か月以上経過していることが必要です。

● 等級

病状や生活状況により1、2、3級があります。

1級	単独での日常生活が困難な状態
2級	日常生活に著しい制限を受ける状態
3級	日常生活や社会生活に制限をうける状態

● 有効期限

有効期限は2年です。更新の手続きは有効期限の3か月前から可能です。
期限の時期とくに通知はありませんので、期限切れにご注意ください。

● 申請窓口と必要書類

【窓 口】 飯田市福祉課障害福祉係（飯田市役所A棟1階） 電話 0265-22-4511

【必要書類等】

申請書類を窓口でもらう

- ①障害者手帳申請書
- ②次のどちらか一つ
 - ・医師の診断書（障害者手帳用）：初診日から6か月以上経過した時点のもの
 - ・障害者年金証書の写し、直近の「年金振込み通知書」または「年金支払い通知書」
- ③顔写真：縦4cm×横3cm 脱帽 1年以内に撮影したもの
- ④身分証明書
- ⑤個人番号がわかるもの

《ポイント》 自立支援医療（精神通院）制度を同時に申請できます。

* その場合は、健康保険証が必要です。

* 申請書 はそれぞれに提出、診断書 は手帳用診断書1枚で兼用できます。

● 手帳の交付・受け取り

審査のうえ、手帳が発行となり原則郵送されます。申請から受け取りまでは2～3か月かかります。

2 精神障害者保健福祉手帳をもっていると受けられるサービス

内容は令和4年12月時点のものです。

制度が変更になっている場合もありますので、各窓口でご確認ください。



● 医療の支援

施策名	対象者	施策の説明	問い合わせ先
精神障害者 福祉医療費給付	精神障害者手帳 1・2級で 64歳以下の者	外来分のみ、窓口で自己負担した医療費が福祉医療費として給付されます。 一部、受給者負担金が差引かれます。	飯田市保健課 医療給付係 22-4511
後期高齢者医療における障害認定及び福祉医療費給付	精神障害者手帳 1・2級で 65歳以上の者	希望される方は、後期高齢者医療制度に加入できます。 医療機関での窓口負担が福祉医療費として給付されます。 一部、受給者負担金が差引かれます。	

● 税制上の優遇処置：手帳の等級に応じて、下記のとおり優遇措置を受けることができます。

施策名	対象者	施策の説明	問い合わせ先
所得税の障害者控除	障害者手帳 1～3級	障害等級に応じ、特別障害者控除・障害者控除が受けられます。	飯田税務署 22-1165
市県民税の障害者控除	障害者手帳 1～3級	障害等級に応じ、特別障害者控除・障害者控除が受けられます。	飯田市税務課 22-4511
相続税の障害者控除	障害者手帳 1～3級	詳しくは、飯田税務署へお問い合わせください。	飯田税務署 22-1165
贈与税の非課税	障害者手帳1級	詳しくは、飯田税務署へお問い合わせください。	飯田税務署 22-1165
自動車税・軽自動車取得税減免	障害者手帳1級	詳しくは、南信県税事務所飯田事務所へお問い合わせください。	南信県税事務所 飯田事務所 53-0405
軽自動車税減免	障害者手帳1級	詳しくは、飯田市役所税務課へお問い合わせください。	飯田市税務課 22-4511

● その他の優遇措置

施策名	対象者	施策の説明	問い合わせ先
障害者タクシー 利用券	障害者手帳1級	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合、 乗車にかかる料金の一部を助成します。 自動車税の減免を受けている方及び施設入所 されている方は該当しません。	飯田市福祉課 障害福祉係 22-4511
障がい者等用 駐車場利用証	障害者手帳1級 ※歩行困難な方	信州パーキング・パーミット制度による県内共通 の障がい者等優先駐車場の優先利用証を交付 します。 申請窓口は、飯田市役所福祉課になります。	長野県地域福祉課 026-232-0053 飯田市福祉課 障害福祉係 22-4511

施策名	施策の説明	問い合わせ先
信南交通バス運 賃の割引	乗合バス(市民バス含む)のみ、運賃5割引(運賃を支払う時) ※高速線は対象になりません。 ※回数券購入の場合10枚を1組、5割引で販売 *運賃割引を受けるときには、手帳を提示する必要があります。	信南交通(株) 24-0009
NHK放送受信 料の免除	NHK放送受信料が、全額又は半額免除になります。 詳しくは、NHKへお問い合わせください。	NHK視聴者 コールセンター 0120-15-1515
携帯電話料金 割引サービス	携帯電話の基本料金等が割引になります。詳しくは、各携帯電話 会社へお問い合わせください。	各携帯電話会社
NTT電話番号 案内料免除	NTTの支店、営業所等に「番号案内支払い義務免除」の申し出 を行った場合には、電話番号案内(104)利用料金が無料になり ます。	NTT フリーダイヤル 0120-104-174
生活保護受給 障害者加算	生活保護を受給している方の障害者加算の認定については、障 害年金を受給している場合年金証書により行われます。 詳しくは、担当係までお問い合わせください。	飯田市福祉課 生活福祉係 22-4511
優遇を受けられ る県の施設	信濃美術館、東山魁夷館及び県立歴史館が主催する展覧会の 観覧料の全額免除(対象者:手帳保持者及び付添いの介護者)	信濃美術館 他
優遇を受けられ る県の施設	県営住宅の優先入居、家賃の一部減免 (対象者:手帳1・2級保持者)	下伊那地方事務所 建築課 53-0433
優遇を受けられ る市の施設	市民プール・アクアパーク・市内市立体育館 詳しくは、担当係までお問い合わせください。	飯田市 生涯学習スポーツ課 22-4511

自立支援医療（精神通院）

この制度を利用すると、精神科通院にかかる医療費は原則1割負担になります。
通院のほか薬局、往診、デイケア、訪問看護も対象です。入院にかかる費用は対象となりません。

● 対象者

精神科の医療を受けている精神に障がいがある方が対象です。認知症も対象となります。
ただし、指定自立支援医療機関に受診していることが必要です。

【飯田下伊那地域の指定医療機関（精神科等）】 ※病院と薬局を原則1件ずつ登録可

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・県立阿南病院 | ・健和会病院 |
| ・飯田市立病院 | ・後藤医院 |
| ・飯田中央診療所 | ・清水医院 |
| ・飯田病院 | ・下伊那赤十字病院 |
| ・飯田病院附属仲ノ町診療所 | ・菅沼病院 |
| ・大鹿村立診療所 | ・瀬口脳神経外科病院 |
| ・木下クリニック | ・まるやまファミリークリニック |
| ・まつかわ在宅クリニック | ・三浦医院（喬木村） |
| ・クローバークリニック | ・みかさクリニック |
- (50音順)



● 申請窓口と必要書類

【窓 口】 飯田市福祉課障害福祉係（飯田市役所A棟1階） 電話 0265-22-4511

- ① 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書
- ② 自立支援医療（精神通院医療）診断書 申請日から3か月以内に作成されたもの
- ③ 医療保険の加入関係を示す書類：被保険者証の写し等
- ④ 税務情報の閲覧及び提供に関する同意書
- ⑤ 身分証明書
- ⑥ 個人番号がわかるもの

※ 申請後2～3か月で、自立支援医療受給者証が届きます。

※ 有効期限は1年です。引き続き支給を希望する場合、更新申請の手続きが必要です。
手帳と同様、3か月前より申請可能ですが、通知はないので期限切れにご注意ください。

● 自己負担額

自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得等に応じて、1か月ごとの負担限度額が設けられています。

【 自立支援医療・精神通院該当者福祉医療費給付 】

対象者：飯田市国民健康保険以外の保険加入者又は後期高齢者医療該当者（所得制限あり）

内 容：外来で精神障害の医療を受けた場合、医療機関等の窓口で自己負担した医療費（約1割）が給付されます。一部、受給者負担金が差引かれます。

高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ月内の医療費の自己負担額が、所得区分に応じた限度額を超えた場合に、保険者に請求することにより超えた分が支給されます。

また、介護保険を利用している人で、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、高額医療・高額介護合算療養費制度として超えた分が支給されます。

【問い合わせ先】

国民健康保険の方 : 飯田市保健課国保係 (飯田市役所A棟1階) 電話 0265-22-4511

協会けんぽの方 : 全国健康保険協会長野支部 電話 026-238-1250

上記以外の保険証の方: 加入の保険者

障害年金

障害年金とは、病気やケガなどによって、日常生活や働くことが困難になるなど、一定の障がいがあることが認められた場合に支給される年金です。認知症による障がいも対象となります。

● 障害年金の種類と窓口

請求する障害年金は、初診日(認知症ではじめて医療機関を受診した日)に加入していた年金の制度によって、下記のように窓口が違います。

初診日における加入年金制度			請求年金	窓口
国民年金	無拠出制	20歳前の初診	障害基礎年金	市役所市民課年金係 又は飯田年金事務所
	拠出制	1号被保険者期間の初診		飯田年金事務所
		3号被保険者期間の初診		
厚生年金・共済年金 (2号被保険者)			障害基礎年金 + 障害厚生・共済年金	厚生: 飯田年金事務所 共済: 各共済組合

※1号被保険者: 学生、農業、自営業など国民年金(基礎年金)のみに加入の方

2号被保険者: 厚生年金、共済年金に加入の方

3号被保険者: 2号被保険者に扶養されている配偶者の方



● 年金額と等級

障害年金には、国民年金の障害基礎年金1・2級と厚生(共済)年金の障害厚生(共済)年金の1・2・3級があります。

初診日の加入年金制度	障害年金の区分	年金支給額(令和5年度)
国民年金	障害基礎年金 1級 (67歳以下) (68歳以上)	993,750円+子の加算額 990,750円+子の加算額
	障害基礎年金 2級 (67歳以下) (68歳以上)	795,000円+子の加算額 792,600円+子の加算額
厚生年金 共済年金	障害厚生年金 1級 障害共済年金 1級	報酬比例の年金額×1.25 +配偶者加給年金
	障害厚生年金 2級 障害共済年金 2級	報酬比例の年金額 +配偶者加給年金
	障害厚生・共済年金 3級	報酬比例の年金額

※3級の最低保証額は、67歳以下 596,300円、68歳以上 594,500円です。

【各等級の大まかな目安】

等級	状態の程度
1級	日常生活をひとりで送ることが難しく、常時介護が必要な状態
2級	必ずしも常時介護を受ける必要はないが、日常生活に困難がある状態
3級	重度の障がいはないが、日常生活や社会生活で制約がある場合

※3級は、障害厚生(共済)年金のみ支給されます。

● 障害年金を受給できる要件

- ① 年金加入期間中または60～65歳までの間に、初めて医師の診療を受けた傷病による障がいであること。
- ② 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が、加入期間の3分の2以上あること。
- ③ 障がいの状態が障害年金の基準にあてはまっていること。

初めて医師(受診は何科でも可)の診療を受けたときから、1年6か月経過した時点での障がいの状態をみる。ただしその時点で該当していなくても65歳までに一定の障がい状態になったときに請求できます。

● 障害年金の申請手続きの流れ

事前の情報整理



- ・初診日の確認、初診日に加入していた年金の種類、納付状況
- ・これまでの治療歴をまとめておくとい

担当窓口で請求に必要な書類をもらう



- ・担当窓口は 国民年金は市役所市民課年金担当又は飯田年金事務所
厚生年金は年金事務所(旧社会保険事務所)
共済年金は共済組合

請求書類の作成・用意



- ・医療機関に診断書、受診状況等証明書(初診日等の証明)の作成を依頼
- ・障害年金裁定請求書、病歴(就労状況等)申立書、戸籍謄本、年金手帳、請求者名義の預金通帳、印鑑等

書類の提出



- ・担当窓口を用意した書類等を提出します。

決定通知

- ・書類提出から審査を経て、およそ3~4か月後に決定通知が届きま



特別障害者手当

特別障害者手当は、身体または精神にきわめて重い障がい重複して持ち、常時特別な介護を要する状態にある20歳以上の障がい者本人に支給される手当金です。

● 対象者

20歳以上で、精神又は身体に著しく重い障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方

【申請できない人】

- ① 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ② 施設等に入所している方
- ③ 本人や配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えている場合
- ④ 20歳未満の方

● 支給月額 27,980円 (令和5年4月1日現在)

● 申請窓口と必要書類

【窓口】

飯田市福祉課障害福祉係 (飯田市役所A棟1階) 電話22-4511

【手続きに必要な書類】

医師の診断書(所定の様式のもの)、所得状況届、戸籍謄本または戸籍抄本、住民票、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、個人番号が確認できるもの

※所得限度額、必要書類等についてくわしくは窓口にお問い合わせください。



傷病手当金

病気やケガのために仕事ができなくなった、健康保険または共済組合の被保険者とその家族の生活保障をしてくれる制度です。病気によって事業主から十分報酬が受けられない場合に支給されるものです。

国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。

● 傷病手当が支給される要件

- ① 病気やケガの療養のため働くことができない(労務不能)の状態であること
- ② 労務不能の日が継続して3日間あること (土・日・祝日も含む)
- ③ 労務不能4日目以降、給料を支給されていないこと
- ④ 健康保険または共済保険の被保険者であること

● 支給期間と支給額

支給期間は、支給開始後1年6か月の範囲内です。

支給額は労務不能1日につき標準報酬日額の3分の2の金額です。

● 申請窓口

・会社の住所地を管轄する年金事務所または健康保険組合・共済組合

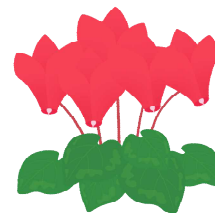
・受給できる要件や必要書類等が複雑ですのでくわしくは窓口にお問い合わせください。



介護保険の利用

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活が送れるよう必要なサービスを総合的・一体的に提供するものです。

若年性認知症の方も、40歳以上であれば申請できます。



● 介護サービス利用の流れ

介護認定申請をする



- ・本人や家族が介護保険申請書を提出
【申請窓口】飯田市長寿支援課（飯田市役所A棟1階）電話22-4511
- ・各自治振興センター、各地域包括支援センター

認定調査・認定審査・要介護度の決定



- ・市の認定調査員が訪問して、心身の状態や日常生活の状況を聞き取り調査
- ・市から主治医に「意見書」の作成を依頼
- ・介護認定審査会で介護の必要性の程度（介護度）を審査し市が決定

介護サービスを受ける

- ・結果通知書・介護保険被保険者証が届く
- ・要支援1・2の場合：地域包括支援センター担当者と話し合い、ケアプラン作成を依頼
- ・要介護1～5の場合：在宅サービスは居宅介護支援事業所を決め、ケアマネジャーと話し合い、ケアプラン作成を依頼する。
施設サービスは介護者家族が直接施設へ相談し、入所の相談及び手続きを行う。

● サービス利用料

自己負担額はサービスに要する費用の1割、2割、または3割

● 在宅サービス

【訪問を受けて利用するもの】

訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護

【通所して利用するもの】

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

【地域密着型サービス】飯田市に住所がある方

小規模多機能型居宅介護、グループホーム、認知症対応型通所介護

【短期入所】（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、医療施設など

【その他：居宅での生活を支える】

福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給

● 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※介護予防・日常生活支援総合事業の第2号被保険者として、訪問型・通所型サービスの利用も可能です。
ご利用については、長寿支援課までご相談ください。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援給付があります。

認知症の方も障害者総合支援法のサービスが受けられます。介護保険サービスを利用できない40歳未満の方や介護保険サービスに相当するものがない自立訓練や就労移行支援等のサービスを利用する場合等に有効です。

● 申請の対象となる方（障がい者であること）

障がい者であることを確認するもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・精神障害による障害者年金を受けていることを証明する書類：年金証書等
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）

● 障害福祉サービス利用の流れ

相 談



サービス利用を希望する場合は、飯田市役所福祉課、飯伊圏域障がい者総合支援センターや指定特定相談支援事業者へご相談ください。

申請・調査

【申請窓口】飯田市福祉課障害福祉係（飯田市役所A棟1階）電話22-4511
市から心身の状態や日常生活の状況について、聞き取り調査を受けます。

訓練給付希望の場合



介護給付希望の場合



【審査会】 審査・判定

調査結果と主治医意見書により
障害支援区分を決定

サービス等利用計画案の作成・決定・通知



サービス利用・支払い

【利用料】 原則1割負担所得の状況により軽減あり



● 主なサービスの内容（介護保険サービスにないサービス）

【訓練等給付】

自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

【介護給付】

行動援護（外出時の移動の補助等）



※介護保険サービスとの関係

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスが優先されます。詳しくは、飯田市役所福祉課窓口にお問い合わせください。

日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が十分でない方を対象に、ご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

● 対象となる方

判断能力が十分でないため、日常生活を営むうえで必要な福祉サービス等を自己判断で適切に選択・利用することが困難な方です。ただし、ご本人がこの事業について理解した上でご本人の意思により契約を締結します。

● 支援内容

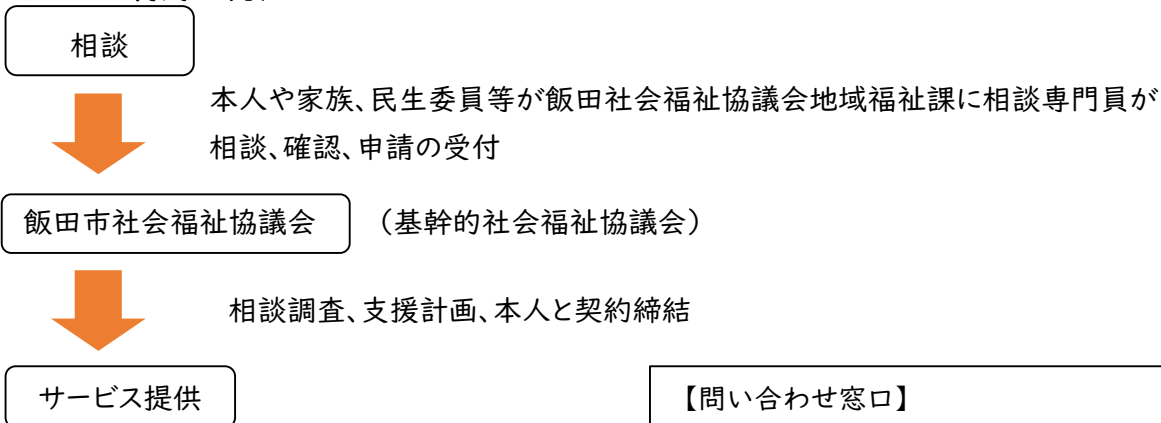
- ① 福祉サービスの利用援助（基本サービス）
福祉サービスの情報提供や手続の方法・利用について相談助言
- ② 日常的な金銭管理サービス（オプションサービス）
一定金額の預貯金の出し入れ、公共料金の支払い、家賃の支払い等
- ③ 書類等預かりサービス（オプションサービス）
通帳や権利証書、実印、保険証書等を安全に保管

● 利用料金（生活支援員がお手伝いするとき、利用料と交通費がかかります）

1時間当たり 1,000円（交通費は1Kmあたり20円）

※令和5年度に変更予定

● サービス利用の流れ



【問い合わせ窓口】

飯田市社会福祉協議会（さんとぴあ）

電話 0265-53-3182

成年後見制度

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

● 法定後見制度：判断能力が不十分になってから

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって契約等の法律行為をしたり、本人が法律行為をするとき同意を与えたり、本人が同意を得ずにした不利益な法律行為を後で取り消すなどにより保護支援します。

【申し立て】

本人の住所地の家庭裁判所（飯田家庭裁判所）へ本人、配偶者、四親等内の親族などが申し立てできます。そのほか身寄りのない場合等では市長が申し立てることもできます。

【費用】

- ・申し立て手数料・登記手数料等：約1万円程度かかります。
- ・鑑定料：裁判所で鑑定が必要と判断されたケースについては、個々のケースによって異なりますが、5～10万円ほどの費用がかかります。
- ・成年後見人等に対する報酬

● 任意後見制度：判断能力が不十分になる前に

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書により結んでおくものです。

【契約締結から後見開始まで】

- ・判断能力が十分ある状態のときに、本人があらかじめ「任意後見人」を選び、公証人役場で公正証書により「任意後見契約」を結んでおく
- ・本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申し立てを行う
- ・家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任してはじめて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は任意後見監督人の監督のもとで、財産管理や医療介護福祉サービスの契約等本人への支援を行う

【費用】

- ・公正証書作成手数料他で、約2万円程度
- ・任意後見人の報酬額は、あらかじめ任意後見契約において決めておく
- ・任意後見監督人の報酬



【問い合わせ窓口】

いいだ成年後見支援センター（さんとぴあ）
電話 0265-53-3187

飯田市健康福祉部長寿支援課

電話 0265-22-4511

